

野焼きに関するQ & A

Q 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を焼却炉などで焼却できますか？

A 禁止されています。なお、例外的に認められる場合（農業などでやむを得ず行われる焼却やたき火など）であっても、近隣住民に事前に周知した後、できるだけ乾燥したものを少量ずつ焼却するなど、周囲に配慮して焼却してください。

Q 野焼きはなぜいけないのですか？

A 野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM_{2.5}など）の原因となるため、周辺住民に大変な迷惑となります。

また、野焼きでは焼却温度が200度～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となります。

Q ごみはどうやって処分するのですか？

A 廃棄物の種類に応じて、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」としてごみ収集所へ出してください。詳しくは各戸に配布されている「家庭ごみの分別区分」を確認ください。

Q 消防署へ届出を行ったので、野焼きはできますか？

A 禁止されています。消防署への届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出により野焼きが合法化されるわけではありません。

Q どういった場合に野焼きは認められますか？

A 以下の場合には野焼きの例外とされていますが、①燃やす量は、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる、②風向きや強さ、時間帯を考慮する、③草木などはよく乾かし煙の発生量を抑えるなど、周囲の環境に配慮するとともに、必要に応じて消防署への届出を行ってください。

【例外】

1. さいと焼き等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
2. 農業や林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却
例) 病虫害防除のための剪定枝の焼却
3. 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

※例外であっても、プラスチックやビニール、発泡スチロールなどを混ぜて燃やさないでください。